

滋賀県立能登川高等学校同窓会会則

(名称)

第1条 この会は滋賀県立能登川高等学校同窓会と称する。

(目的)

第2条 この会は会員相互の親交をあつくし、母校の向上発展に寄与するとともに、社会文化の進歩に貢献することを目的とする。

(会員)

第3条 この会は滋賀県立能登川高等学校の卒業生および同校に在籍したもののうち、入会を希望し理事会において認められたものをもって組織する。但し母校に縁故あるものを客員とする。

(事務所)

第4条 この会の事務所は滋賀県東近江市伊庭町13、滋賀県立能登川高等学校内におく。

(機関)

第5条 この会に次の機関をおく。

1 総会 この会の最高意志を決定し、会長が招集する。

2 理事会 会長、副会長、理事によって構成し、会務を執行する。

(役員)

第6条 この会に次の役員をおく。

1 会長 1名 この会を代表し、理事会を統括する。

2 副会長 2名 会長を補佐し、会長に代わってこの会を代表できる。また、共同して会の会計を掌る。

3 理事 若干名 卒業各年度の幹事を代表し、理事会を構成する。

4 監査役 2名 この会の会計を監査する。

5 参与 若干名 会務の助言を行う。

6 名誉顧問 1名

(役員を選出)

第7条 役員を選出は次による。

1 会長、副会長 理事会で決定する。

2 理事、監査役 会長が委嘱する。

3 参与 母校の現職教員を推す。

4 名誉顧問 母校の校長を推す。

(役員任期)

第8条 役員任期は1ヶ年とし、再任を妨げない。

(事業)

第9条 この会は次の事業を行う。

1 会報の発行

2 会員名簿の発行

3 会員の親交に関する事業

4 母校への協力に関する事業

5 母校への貢献者に対する記念品授与

6 その他必要な事業

(経費)

第10条 この会の経費は次によって賄う。

1 入会金(5,000円)

2 会費

3 寄附金

4 その他

(会計年度)

第11条 この会の会計年度は4月1日に始まり翌年の3月31日に終る。

(会則の改廃)

第12条 この会則の改廃は理事会の承認を要する。

(施行期日)

第13条 この会則は、昭和41年3月1日から実施する。

附則 平成26年4月1日改訂